

令和4年（行ウ）第36号 未払賃金等請求事件

原告 飯島 章太

被告 千葉県

### 第3 準備書面

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御中

令和5年8月28日

原告代理人弁護士 足 立 啓 輔

他

#### 第1 賃金計算について

- 1 現在、原告は、被告から受領した時間外勤務手当整理簿のエクセルデータを利用して、原告が主張する時間外労働による未払賃金の計算を行っているところである。
- 2 今般、当該計算を行うため、原告は、個人情報保護条例に基づき、資料（「しよむ2登録データ」）の開示を受けた（被告第1準備書面16頁・「イ」で指摘する乙13号証の開示文書）。しかし、当該資料では、被告が考える時間外労働部分についての記録しかされていなかった。
- 3 原告は、提訴時点において甲3、甲4等に基づいて労働時間を特定したが、実際の労働時間は記載されておらず、正確性についてもやや疑問がある。甲2（庶務共通事務システム）は、令和3（2021）年1月以降の原告の労働時間を記録しているが、それより以前の月の労働時間については記載がない。
- 4 以上のとおりであり、時間外労働時間を計算するためにも、被告において、令和3（2021）年1月より以前の月に関する原告の各勤務日における始業、就業、休憩時間が明らかになる記録（庶務共通事務システムに該当する）を開示いただきたい。

以上